

## 山野学苑役員等の報酬等の支給基準に関する規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、学校法人山野学苑（以下「この法人」という。）の寄附行為第38条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 報酬等の支給基準については、私立学校法第48条の規定に従い、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにする。
- 3 役員等の3親等以内の親族（以下「親族」という。）については、役員等に準ずる者として、本支給基準に従うものとし、本支給基準以外の報酬等の支払いをしない。

### (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤の評議員とは、評議員のうち、この法人の教職員でない者をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益のみならず、この法人からの給与（ただし、役員就任前から教職員等である者で、その給与規定等に基づく支給は除く。）を含むものであって、家賃補助、自動車の貸与を含み、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には別表4のとおり費用を弁償する。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、この法人の教職員で「山野学苑教職員給与規定」「山野美容芸術短期大学教職員給与規程」（以下「給与規程」という。）に基づき報酬等の支給を受けている者に対しては、前項第1項に定める報酬、通勤手当、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 3 この法人がこの法人の役員等が取締役又は理事等に就任している法人と取引を行う場合、1年ごとに、その業務内容、対価等を勘案して、評議員会の意見を聴いたうえで理事会の承認を得るものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1)別表第1及び第2に定める額

(2) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額。ただし、その倍率については、支給時のこの法人の教職員の賞与支給の倍率を基準とする。

(3) 退職慰労金 山野学苑退職金規程を準用

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 報酬の支給日及び計算期間は、一般の教職員と同日とする。

3 役員が月の途中で就任、退任、又は解任する場合の報酬額については、日割り計算をせず、1か月分を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50円以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(家賃補助)

第7条 この法人は、常勤の役員に限り、かつその住居の一部をこの法人の業務に用いる場合に限り、1住居（役員が同居の場合、1住居とする。）につき、月額賃料の20%（20万円を上限とする。）を家賃補助として支給する。この法人が住居の賃貸借契約を締結する場合、家賃補助を超える賃料分は、役員が負担する。

2 家賃の補助については、別に定める「役員住宅規程」による。

(自動車の貸与)

第8条 この法人は、常勤の役員及び学苑長に限り、一人1台の自動車は無償で貸与する。ただし、その自動車は、不当に高額又は華美であってはならない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の制定及び改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決によ

り行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 63 年 4 月 1 日制定の「山野学苑役員等報酬規程」は廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	1,000,000 円
総 括	800,000 円
学苑長	0 円

別表 2（役職手当）

常勤の役員等が次の役職を兼務するときは、役職手当を支給する。

役職名	役職手当
短期大学学長	150,000 円
美容専門学校校長	100,000 円
日本語学校校長	80,000 円
総 括	70,000 円

別表第 3（常勤の役員の賞与）

6月の賞与	報酬月額 × 2
12月の賞与	報酬月額 × 2

別表第 4（非常勤の役員・評議員の費用）

理 事・監 事	理事会への出席	20,000円（回／税抜）
非常勤の評議員	評議員会への出席	20,000円（回／税抜）